

写

26初教科第3号  
平成26年4月11日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 永山 裕



(印影印刷)

### 平成27年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成26年度における教科書採択の事務処理については、平成26年4月11日付け26文科初第112号「平成27年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところであります。更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576



## 記

### 1 小学校用教科書について

平成27年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。

### 2 特別支援学校用教科書について

文部科学省著作教科書のうち、小学部視覚障害者用については、全種目が改訂される予定であるので留意すること。

### 3 高等学校用教科書について

高等学校の現行の学習指導要領（平成21年文部科学省告示34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成27年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択すること。

従前の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

### 4 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

(1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成26年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）

- ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考

慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

- ⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

- (3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品できること。

## 5 教科書見本の送付について

### (1) 教科書見本の送付先・送付部数について

教科書見本の送付先と送付部数限度は平成26年4月11日付け26文科初第115号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

#### [小学校]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 15部
指定都市教育委員会	各 6部
市町村教育委員会	各 5部
採択地区	各 (構成市町村数 + 4) 部 (指定都市の採択地区については各 3 部)
国・私立学校	各 1部
教科書センター	各 2部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条で規定する、教育委員

の数の弾力化により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

#### [中学校]

平成26年度は中学校用教科書については、基本的に前年度と同一の教科書を採択することとなるため、見本は送付されない。

[高等学校]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。) 6部
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条で規定する、教育委員の数の弾力化により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

(2) 教科書見本の送付時期について

採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。小学校用の「社会」、「地図」の教科書については5月中旬が期限とされていること。

(3) 送付できる教科書見本について

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、平成21年度の検定に合格した教科書の供給本(今年度の教科書目録に登載されているものに限る)についても、教科書見本として送付できるとしていること。それ以外の教科書見本については、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について送付できるとしていること。

(4) 教科書見本の保存について

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、次の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行い、万一滅失した際には、原則として各教育委員会等において保管している見本本を活用すること。

6 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月13日から14日間である(平成26年3月13日付け文部科学省告示第28号)ので留意すること。
- (2) 法定期間外であっても、教科書見本がそろい次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。

- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

## 7 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであることから、需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。
- (3) 需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。
- なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行なうことが望ましいこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないように十分注意すること。
- (5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。
- （注）教科用特定図書等とは、検定済教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書を指す。

## 8 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいづれかを新たに展示することとなつた場合若しくはいづれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

## 9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遗漏のないようにすること。